

3 資産管理事務

(1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
東大阪高等職業技術専門校	<p>下記の工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 562 1460 793"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリカー</td> <td>雑工作物</td> <td>1 式</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>庇</td> <td>雑工作物</td> <td>1 個</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目名称	数量	取得金額	バリカー	雑工作物	1 式	不明	庇	雑工作物	1 個	不明	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。 (以下略)</p> </div>	<p>公有財産台帳に登録を行った。 また、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、課内会議で周知徹底した。</p>
財産名称	種目名称	数量	取得金額												
バリカー	雑工作物	1 式	不明												
庇	雑工作物	1 個	不明												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																										
南大阪高等職業技術専門校	<p>1 下記について、公有財産台帳の登録内容に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="477 489 1110 699"> <thead> <tr> <th colspan="2">財産種別</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>自転車置場</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>機材置場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に更新登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 926 1561 1161"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機設置</td> <td>534,380円</td> <td>H29.4.1～ H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機設置</td> <td>881,280円</td> <td>H29.4.1～ H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別		財産名称	正	誤	工作物	建物	自転車置場	工作物	建物	機材置場	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	建物	4台	自動販売機設置	534,380円	H29.4.1～ H30.3.31	建物	4台	自動販売機設置	881,280円	H29.4.1～ H30.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録又は登録内容を修正するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう(原則として、仮設建築物は含まれない)。 周壁(側壁も同様とする。)とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物(立木を除く。)のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>1 自転車置場及び機材置場について、工作物として修正登録を行った。 また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づく適正な事務処理について、所属内で周知徹底した。</p> <p>2 更新登録が行われていなかった行政財産の使用許可について、公有財産台帳に更新登録を行った。 また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づく適正な事務処理について、所属内で周知徹底した。</p>
財産種別		財産名称																											
正	誤																												
工作物	建物	自転車置場																											
工作物	建物	機材置場																											
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間																									
建物	4台	自動販売機設置	534,380円	H29.4.1～ H30.3.31																									
建物	4台	自動販売機設置	881,280円	H29.4.1～ H30.3.31																									

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年10月24日)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容				
茨木土木事務所	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>行政財産の使用許可の登録がなされていなかったものについては、速やかに公有財産台帳に登録した。 今後、許可または貸付を行った際、登録漏れが生じることのないよう、速やかにシステム登録するよう所属内職員に周知を図った。</p>				
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	土地			61.79㎡	現場事務所	47,700円	H28. 8.19 ~ H29. 1.31
土地	電柱4本 支線1本	電柱及び支線	5,670円	H28. 8.22 ~ H29. 3.31	土地			68.0㎡	工事施工ヤード	24,300円	H28. 9. 1 ~ H28. 9.26
土地	47.25㎡	工事施工ヤード	19,000円	H28. 9.13 ~ H28.11.22	土地			φ100mm 1.8m×3孔	電力設備用地	420円	H28. 9. 8 ~ H29. 3.31
土地	共架電柱 4本	電気通信ケーブル 架空占用	3,000円	H28.10.18 ~ H29. 3.31	土地			60㎡	現場事務所	34,300 円	H28.12.21 ~ H29. 3.31
土地	44.5㎡	現場事務所	20,200 円	H29. 1.11 ~ H29. 3.31	土地			319.50㎡	現場事務所	149,000円	H29. 4. 1 ~ H29. 6.15
土地	60㎡	現場事務所	10,200円	H29. 4. 1 ~ H29. 4.30	土地			φ200mm L=84m	水道管の敷設	免除	H28.11. 4 ~ H29. 3.31

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月12日）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
岸和田土木事務所	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新がされていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>行政財産の使用許可の情報が更新されていなかったものについては、速やかに公有財産台帳管理システムにより登録を行った。</p> <p>また、所内課長会議で報告するとともに、該当する関係課職員をはじめ、事務所全体職員に対し、注意喚起を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間		
	土地	85,440.10㎡	泉南市営公園	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	建物	44.54㎡	泉南市営公園	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	工作物	電気施設、上水・給水施設、 下水・排水施設一式	泉南市営公園	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	排水柵：47.78㎡、 地下埋設管： 外径360mm×423.89m、 外径460mm×211.03m、 外径660mm×52.38m	道路排水地下埋設管の敷設	免除	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	地下埋設管： 外径140mm×2.4m、 外径89mm×0.3m、 外径140mm×13.5m、 人孔等	電力供給施設	21,090円	H29.4.1～H34.3.31		
	土地	地震観測施設：90.00㎡ 地下埋設管： 電力用外径89mm×19.00m、 電話用外径54mm×63.69m	地震観測施設	171,850円	H29.4.1～H30.3.31		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月20日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
大阪北視覚支援学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="587 489 1638 659"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>0.46㎡</td> <td>災害時特設公衆電話回線</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	建物	0.46㎡	災害時特設公衆電話回線	免除	H28.4.1～ H29.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間									
建物	0.46㎡	災害時特設公衆電話回線	免除	H28.4.1～ H29.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月14日）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
東住吉支援学校	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳へ登録をした。</p> <p>また、登録漏れ等を防止するため、行政財産使用許可を行った場合は、登録事務を併せて行うこと等について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間			
土地	電柱 5本	電力供給のため	23,500円	H28. 4. 1～H33. 3. 31			
土地	広報板 1基	区事務事業の用に供するため	免除	H28. 4. 1～H29. 3. 31			
土地	掲示板 1基	大阪市地域防災計画に定める水害時避難ビルの指定表示	免除	H29. 3. 16～H33. 3. 31			
土地	掲示板 1基	大阪市地域防災計画に定める災害時避難所の指定表示	免除	H29. 2. 22～H33. 3. 31			

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月24日、事務局：平成29年11月7日）